

## 動物愛護管理基本指針の点検（第2回）について

〔※ 平成18年度に策定した同指針について、平成20年度に実施した環境省等の取組や国民の意識調査の結果等を中心にとりまとめたもの。〕

### 1. 普及啓発

（環境省等の取組）

- 動物愛護週間、適正飼養の推進、マイクロチップの普及の推進、改正動物愛護管理法及びペットフード安全法の周知などに関するポスター3種、パンフレット3種及びリーフレット1種を新たに作成し、都道府県、指定都市及び中核市（以下、関係自治体）や関係団体等に計約58万部を配布。
- 動物愛護週間（9月20～26日）期間中に、東京都、台東区、動物愛護団体等と協力して、上野恩賜公園においてシンポジウムや屋外イベント、動物愛護管理功労者大臣表彰等の動物愛護週間中央行事を開催したほか、全国101の関係自治体が222の動物愛護週間地方行事を開催。
- 政府広報テレビ・ラジオ、インターネットテレビ番組及び環境省ホームページ・広報誌等において、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を実施。
- 自治体や動物関連団体等が実施する講演会等で、動物の愛護及び管理に関する取組を周知。

（現状・進捗状況）

- 環境省による一般市民を対象としたアンケート調査※において、「動物愛護管理法」の認知度が約79%に増加（H15：53.2%（内閣府調査）→H21：79.3%）。  
〔※インターネットによる無作為抽出調査。サンプル数2,468。以下同じ。〕

### 2. 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

#### （1）適正飼養の推進

（環境省等の取組）

- 関係自治体の担当職員や動物愛護推進員等を対象とした「動物適正飼養講習会」を秋田県、愛知県、山口県及び沖縄県で開催し、計286名が参加。
- 平成20年度の地方交付税の積算基礎に都道府県等における動物の収容等に要する経費（エサ代・ワクチン代：計3.5億円）を追加。地方交付税は、財源が不足する自治体（基準財政需要額※<sup>1</sup>に対し、基準財政収入額※<sup>2</sup>が少ない場合）に交付されるものであり、平成20年度は45道府県、13指定都市及び36中核市に対し交付。

各自治体においては、税収入、地方交付税等を基にして、動物愛護管理に関する業務を遂行中。

動物愛護管理に関する地方交付税を動物愛護管理関連経費として反映させている自治体数は、平成20年度において30府県、4指定都市、11中核市、平成21年度において36道府県、5指定都市、14中核市。

※1：各自治体が標準的な行政を合理的な水準で実施したときに必要と想定される一般財源の額である。

※2：各自治体が標準的な税徴収を行ったとの前提の下に算出した歳入額である。

(現状・進捗状況)

○環境省による一般市民を対象としたアンケート調査において、犬ねこの不妊・去勢措置の実施率が、犬で約45%、ねこで約84%にそれぞれ増加。

表1 犬ねこの不妊・去勢措置の実施率

|    | 平成2年 | 平成12年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成21年 |
|----|------|-------|-------|-------|-------|
| 犬  | 15%  | 27%   | 25%   | 40%   | 45%   |
| ねこ | 37%  | 63%   | 70%   | 83%   | 84%   |

※平成2年、12年、15年は内閣府調べ

## (2) 犬ねこの引取り数・殺処分数の減少

(現状・進捗状況)

○関係自治体の収容施設における犬ねこの引取り数は、平成16年度に比べて約20%減少(H16年度：約42万頭 → H19年度：約34万頭)。

○元の所有者等への返還や新たに飼養を希望する者への譲渡等の推進により、返還・譲渡数は約25%増加(H16年度：約2.9万頭 → H19年度：約3.6万頭)。

○引取り数の減少や返還・譲渡数の増加により、殺処分数も年々減少(H16年度：約39万頭 → H19年度：約30万頭)。殺処分率も約89%に減少(H16年度：約94% → H19年度：約89%)。

表2 全国における犬ねこの引取り数・殺処分数

|            | 平成16年度※ |     |     | 平成18年度 |     |     | 平成19年度 |     |     | 増減    |
|------------|---------|-----|-----|--------|-----|-----|--------|-----|-----|-------|
|            | 犬       | ねこ  | 合計  | 犬      | ねこ  | 合計  | 犬      | ねこ  | 合計  |       |
| 引取り数(千頭)   | 181     | 237 | 418 | 142    | 232 | 374 | 130    | 206 | 336 | 20%減少 |
| 返還・譲渡数(千頭) | 25      | 4   | 29  | 29     | 4   | 33  | 30     | 6   | 36  | 25%増加 |
| 殺処分数(千頭)   | 156     | 239 | 395 | 113    | 228 | 341 | 99     | 201 | 299 | 24%減少 |
| 殺処分率       |         |     | 94% |        |     | 91% |        |     | 89% | 5%減少  |

※平成16年度は推計値

### (3) 適正譲渡の推進

(環境省の取組)

- 関係自治体に収容された迷子動物や譲渡動物をインターネット上で検索できる「収容動物データ検索サイト」に、平成21年5月末現在で60自治体が参画。
- 関係自治体の担当職員を対象とした「動物適正譲渡講習会」を山形県、愛知県、佐賀県及び鹿児島県で開催し、全国から計176名が参加。
- 民間団体やボランティアと連携した収容犬の譲渡の推進に関するDVDを作成し、上記講習会等で活用するとともに、関係自治体等へ配布。

(現状・進捗状況)

- 全国の返還・譲渡数が約25%増加(H16年度：約2.9万頭 → H19年度：約3.6万頭)。<再掲>

### (4) ペットフードの安全性の確保

(環境省及び農林水産省の取組)

- 平成19年3月、米国で有害な物質(メラミン)が混入したペットフードによる犬やねこの死亡事件が発生した、同年6月にはわが国でも同様のペットフードが輸入販売されていたことが判明。それを契機にペットフードの安全確保に関する法規制の導入が検討され、平成20年3月に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」を第169回国会に提出し、平成20年6月に成立・公布。平成21年6月に施行。
- 平成20年度に開催した中央環境審議会及び農業資材審議会の答申を受けて、ペットフードの製造方法、成分及び表示の基準等を定めた省令を平成21年5月に公布。
- 給餌の在り方も含めペットの安全・健康保持に関する総合的なガイドラインを作成し、飼養者向けパンフレット「ペットフード・ガイドライン」を配布した。

## 3. 動物による危害や迷惑問題の防止

(環境省の取組)

- 犬ねこにおける多頭飼育の実態及び課題の把握に資するため、地方自治体を対象として、平成18年度から平成19年度の2カ年における多頭飼育に関する苦情及び対策の現状についてアンケート調査を実施。
- 特定動物の選定基準等のあり方検討のため、資料収集及び各種調査、有識者のヒアリング等を実施。
- 特定動物の逸走若しくは遺棄による屋外での捕獲及び保管等の対策に資するため、特定動物に指定された爬虫類のうち、流通・飼養実態が多いと考えられる種(種群)や、過去に流通・飼養実態があるもののうち、特に危険性が高いと思われる種(種群)60種を対象とした「特定動物取扱いマニュアル」を作成。

○現在政令で指定されている特定動物種について、分類学の進歩に伴う分類学的変更に則した特定動物リストの改正案の検討に着手。

(現状・進捗状況)

○2頭以上の犬ねこの飼育に係る苦情に関して、延べ1,775件の回答が報告され(不衛生・悪臭：1,195件、逸走・徘徊：660件、鳴き声・騒音：616件、等)、その多くに行政指導等が行われている(刑事告発3件、命令16件、勧告13件、文書指導272件、口頭指導1,441件、等)

○特定動物として、全国で約40,000頭が飼養許可(平成19年9月現在：36,889頭 → 平成20年9月現在：39,681頭)。

○全国における犬の咬傷事故件数は、近年は増加傾向にあるが、16年度と比較すれば約9%減少している(H16年度6,067件、H17年度5,275件、H18年度5,315件、H19年度5,500件)。

表3 特定動物(危険動物)の飼養許可状況

|                               | 哺乳類 |        | 鳥類  |     | 爬虫類 |        | 計     |        |
|-------------------------------|-----|--------|-----|-----|-----|--------|-------|--------|
|                               | 箇所数 | 頭数     | 箇所数 | 頭数  | 箇所数 | 頭数     | 箇所数*  | 頭数     |
| 条例による飼養許可状況<br>(平成18年3月31日時点) | 450 | 9,193  | 36  | 105 | 402 | 31,283 | 845   | 40,581 |
| 法による飼養許可状況<br>(平成19年9月1日現在)   | 722 | 11,916 | 94  | 301 | 483 | 24,672 | 1,180 | 36,889 |
| 法による飼養許可状況<br>(平成20年9月1日現在)   | 685 | 11,708 | 102 | 308 | 578 | 27,665 | 1,212 | 39,681 |

\*箇所(総施設)数は実数を示しているため、各分類群ごとの箇所(施設)数の合計とは一致しない。

#### 4. マイクロチップ等による所有明示(個体識別)措置の推進

(環境省の取組)

○マイクロチップ普及推進の先進的地域におけるモデル事業として、東京都、栃木県及び横浜市において、譲渡動物へのマイクロチップの埋込み、マイクロチップリーダーの実証、マイクロチップによる所有明示(個体識別)措置の普及啓発等を実施。

○マイクロチップの普及推進に係るポスターを作成し、関係自治体及び関係団体等に約6万部を配布。<再掲>

(現状・進捗状況)

○環境省による一般市民を対象としたアンケート調査において、犬ねこの所有明示措置の実施率が、犬は約54%、ねこは約32%にそれぞれ増加。

○動物ID普及推進会議(AIPO)へのマイクロチップの登録数が、約22万件に増加(H18年度末：63千件 → H20年度末：217千件)。

表4 犬ねこの所有明示措置の実施率

|    | 平成15年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成15年比 |
|----|-------|-------|-------|--------|
| 犬  | 33%   | 44%   | 54%   | 21%増加  |
| ねこ | 18%   | 26%   | 32%   | 14%増加  |

表5 マイクロチップの登録数（動物ID普及推進会議調べ）

|           | 犬       | ねこ     | その他   | 合計      |
|-----------|---------|--------|-------|---------|
| 平成18年度末現在 | 43,441  | 18,211 | 1,147 | 62,799  |
| 平成19年度末現在 | 103,418 | 25,887 | 1,783 | 131,088 |
| 平成20年度末現在 | 176,677 | 38,559 | 2,099 | 217,375 |

## 5. 動物取扱業の適正化

（環境省等の取組）

- 動物販売業における販売実態等について、全国ペット小売業協会の協力を得て、動物販売業者に対してアンケート調査を実施。
- 全国ペット小売業協会及び都道府県等に対し、ペット販売時の表示・説明等に関する業者の法令遵守の徹底を依頼。

（現状・進捗状況）

- 改正動物愛護管理法によって動物取扱業の規制対象業種が拡大し、動物取扱業の登録施設数が約1.7倍に増加している（平成17年度末現在：19,893 → 平成20年9月1日現在：34,224）。

表6 全国における動物取扱業の登録（届出）状況

|                           | 動物取扱業種別内訳 |        |     |       |       |        | 動物取扱業<br>総施設数 |
|---------------------------|-----------|--------|-----|-------|-------|--------|---------------|
|                           | 販売        | 保管     | 貸出し | 訓練    | 展示    | 計（のべ数） |               |
| 〔旧〕届出状況<br>（平成18年3月31日現在） | 15,071    | 10,631 | 877 | 1,620 | 1,267 | 29,466 | 19,893        |
| 登録状況<br>（平成19年9月1日現在）     | 20,195    | 14,986 | 677 | 2,460 | 1,652 | 39,970 | 31,292        |
| 登録状況<br>（平成20年9月1日現在）     | 21,872    | 16,490 | 765 | 2,820 | 1,900 | 43,847 | 34,224        |

## 6. 実験動物の適正な取扱いの推進

（現状・進捗状況）

- 改正動物愛護管理法及び「実験動物の飼養並びに苦痛の軽減に関する基準」の告示を踏まえ、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が策定した動物実験等の実施

に関する基本指針や、日本学術会議がとりまとめた「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」によって、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管基準の遵守を推進。

## 7. 産業動物の適正な取扱いの推進

(現状・進捗状況)

- 平成19年4月に農林水産省が検討会を立ち上げるとともに、検討会に採卵鶏、豚、ブロイラー及び乳用牛の分科会を設置し、アニマルウェルフェアに対応した家畜別の飼養管理指針作成の検討を実施。
- 農林水産省の検討状況を踏まえて、環境省において「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和62年10月9日総理府告示第22号)の見直しについて検討。

## 8. 災害時対策

(関係団体等の取組)

- 災害時における動物の救護や特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置の迅速な実施のため、マイクロチップ等による所有明示措置の実施及び普及啓発を推進。〈再掲〉

(現状・進捗状況)

- 全国79自治体が、災害対策基本法に基づく地域防災計画の中で、災害時における負傷動物の救護、迷子動物の搜索、動物対策本部の設置等の動物愛護管理に関する事項を明記。

## 9. 人材育成

(環境省の取組)

- 関係自治体の担当職員等を対象に、動物愛護管理業務の遂行に必要な専門的知識の習得を目的とした「動物愛護管理研修」を開催し、計68名が参加。
- 関係自治体の担当職員、動物愛護推進員、開業獣医師等を対象とした各種講習会を開催。〈再掲〉

(現状・進捗状況)

- 地域における動物の愛護や適正な飼養に関する指導・助言や講習会の講師等を行う「動物愛護推進員」は、45の関係自治体で計2,317名が委嘱(平成21年3月末現在)。
- 関係自治体や地域の獣医師会、関係団体、市町村等からなる「動物愛護推進協議会」は、全国で42協議会が設置され、52の関係自治体が参画(平成21年3月末現在)。

## 10. 調査研究の推進

(環境省の取組)

- 動物愛護管理に関する各種文献等の収集・整理を継続して実施。
- 各種会議等を通じて、関係自治体、獣医師会、関係業界団体、関係学会等との連携の強化を図り、科学的な知見等に基づく施策の展開を推進。

## 11. 動物愛護管理推進計画の策定 (別表参照)

- 平成 21 年 3 月までに、全都道府県がパブリックコメントの実施や検討会の設置等により、地域の多様な意見の集約や合意形成の確保を図った上で、「動物愛護管理推進計画」を策定。
- それぞれの計画は、動物愛護管理基本指針に即し、動物の愛護及び管理に関する普及啓発や適正飼養の推進、動物取扱業の適正化、実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進など、地域の実情を踏まえた具体的な目標や取組を明記。
- 犬ねこの引取り数・殺処分数の減少については、45 都道府県が具体的な数値目標を明記。
- 動物愛護推進協議会については、今後 9 県が設置を予定（平成 21 年 3 月末現在 30 都道府県が設置済み）。

